

「(仮称) 可児市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に規定する本市の独自基準(案)について

1 背景

国が推進する「地域の自主性及び自立性を高めるための改革」の一環として、介護保険法(以下「法」といいます)が改正され、厚生労働省令(以下「省令」といいます)によって定められている地域密着型(介護予防)サービスの事業の設備や運営等に関する基準を、市町村が地域の実情に応じて自らの判断と責任により条例で定めることになりました。

これを受け、本市では、「(仮称) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を制定するよう準備を進めているところです。

2 基準の考え方

省令で定められている基準(以下「国の基準」といいます)については、法の規定により次の3種類に分類され、市町村の条例で基準を定めるにあたっては、国の基準と異なる内容を定める場合の許容範囲が異なります。

従うべき基準(=国の基準に従い定めるもの)

条例の内容は、国の基準に従わなければならない。国の基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるが、国の基準と異なる内容を定めることは許されない。

標準(=国の基準を標準として定めるもの)

国の基準を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じ、国の基準と異なる内容を定めることは許容される。

参酌すべき基準(=国の基準を参酌して定めるもの)

市町村が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、国の基準と異なる内容を定めることが許容される。

本市では、「従うべき基準」及び「標準」については、国の基準のとおり定めるものとし、「参酌すべき基準」のうち次の基準については、本市の独自基準として定めるものとします。(そのほかの「参酌すべき基準」については、国の基準のとおり定めるものとします。)

3 本市の独自基準（案）

次の基準については、本市の独自基準として定めます。

① 地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型を除く）の居室定員

国の基準：「1人。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。」

市独自基準：「4人以下」

【独自基準を設定する理由】

事業者が、個室以外に2人部屋や4人部屋を設置することができ、利用者やその家族が選択できる環境を確保できるため。

② 指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所における介護計画、サービス内容等の記録の保存期間

国の基準：サービス提供の完結の日から2年間

市独自基準：サービス提供の日から5年間

【独自基準を設定する理由】

介護報酬過払いの返還請求の消滅時効については、地方自治法の規定により5年であり、記録の確認等のために5年間保存する必要があるため。

*** 参 考**

地域密着型（介護予防）サービスとは、住み慣れた地域での生活を支えるため、市町村が指定する介護保険のサービスで、当該市町村の住民のみが利用できるものです。その種類は次のとおりです。

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
定期巡回と24時間随時対応の訪問介護及び訪問看護を一体的に行うサービス
- ② 夜間対応型訪問介護
夜間の定期巡回や通報による訪問介護
- ③ 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）
認知症高齢者の特性に配慮したデイサービス
- ④ 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）
サービス拠点でのデイサービス、短期間宿泊及び居宅への訪問介護を組み合わせたサービス
- ⑤ 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）
認知症高齢者グループホームへの入居
- ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護
小規模の介護専用型特定施設への入居
- ⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
小規模の特別養護老人ホームへの入所
- ⑧ 複合型サービス
小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービス